

令和5年農地の賃借料情報

南相馬市農業委員会
令和6年4月1日

令和5年1月から令和5年12月までに農地法第3条と農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たり）は、次のとおりとなっております。

農地の賃貸借契約する際の参考として情報提供するものです。経営形態や収量等を考慮して、賃貸借契約については、当事者間で十分話し合って決めてください。

なお、農地の権利移転・設定を行う場合は、農地法に基づく許可が必要となりますので、事前に農業委員会へご相談ください。

1 田（水稻）の部（10a当たり）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小高区（基盤整備中の飯崎、小屋木地区のみ）	3,000円	3,000円	3,000円	89
鹿島区全域	11,100円	18,000円	5,000円	504
原町区全域	13,300円	15,000円	5,000円	749
（参考）南相馬市平均	12,400円			1,342

2 畑（普通畑）の部（10a当たり）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
南相馬市（3区計）	3,400円	10,000円	2,000円	126

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 金額は、算出額の100円未満を四捨五入し、100円単位としています。
- * 3 標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。
- * 4 田の部の「（参考）南相馬市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。

【問合せ：農業委員会事務局 0244-24-5287】